

## 水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策懇談会 [結果概要]

前期の県民会議より、『中間評価報告書』や『次期計画への意見書の作成』にあたっては、各委員が多様な視点に触れ、議論を深めることが望まれる。」という課題が引継がれていたことから、「施策懇談会」を開催した。

当日は、各委員から提案のあった議題のうち、①複数委員から提案のあった議題や②施策の総合的な評価（中間評価）に向け、基礎情報（参考情報）となる議題を選出し、意見交換を行った。

- 開催日時 令和元年 8 月 30 日（金） 13:30～17:00
- 会 場 波止場会館 4 階 大会議室
- 参加者数 県民会議委員：22 名 神奈川県：15 名
- 概 要

## 議題Ⅰ 国の森林環境譲与税と神奈川県の水源環境保全税について

説明要旨（事務局）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 神奈川県における森林環境税の役割、森林環境譲与税の譲与額</li> <li>➤ 森林整備等に充当する財源のすみ分け、森林環境譲与税及び水源環境保全税の使途</li> </ul>	
主な質疑	○…質疑 ●…回答（県）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材利用の促進に関して、県産材以外の他県の材や外国材を充てることもできるのか。</li> <li>● 全国的な取組であるため、県産材に限らず国産材の利用を促進したいと考える。</li> <li>○ 森林環境譲与税は市町村が自由に使えるものか、目的に沿って、県としてのコントロールはあるのか。</li> <li>● 市町村へ譲与される税のため県はコントロールする立場にはない。なお、森林環境税創設の趣旨にのっとり市町村で税を活用することとなっているが、使途についてはインターネットで公表することになっている。</li> </ul>	

## 議題Ⅱ 経済評価について

説明要旨（大沼副座長）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境の経済評価とは何か</li> <li>➤ さまざまな評価法、顕示選好法と表明選好法</li> <li>➤ 過去に実施された経済評価（平成 27 年度神奈川県）</li> </ul>	
主な意見交換内容	○…意見（質問）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮想評価法（CVM）は、調査時点の社会的情勢や景気変動によって評価が変わる。どの程度の間隔で評価を実施するのが適当なのか。</li> <li>⇒ 森林の状態が変わらないのに評価をかけても意味がない。また、実質所得が変わっただけで再調査をするのもあまり意味はない。</li> <li>○ 平成 27 年度の調査結果について、アンケート調査の対象者の抽出方法や規模感はどうだったか。また、抽出にあたって、地域特性は考慮したか。</li> <li>⇒ 通常は県内人口のデータに基づき、年齢や地域割合などに配慮し、回答者がそれに近い割合になるよう抽出している。平成 27 年度は 800 票のアンケートにより調査を実施しており、地域に関しては、県内を 5 つの地域（①横浜川崎地区、②横須賀三浦地域、③県央地域、④湘南地域、⑤県西地域）に分け抽出するなど配慮している。</li> </ul>	

### 議題Ⅲ 施策の総合的な評価（中間評価）及び関連指標について（施策大綱関係も含む）

説明要旨（鈴木座長、事務局）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施策の効果を示す指標について</li> <li>➤ 施策大綱期間終了後を見据えて</li> </ul>	
委員からの主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指標を作ることも大事だが、それを使ってどう評価するのか、また、県民に対し、どう説明するかが必要になってくる。指標⑥の場合、目標値が設定されているため説明がしやすい。一方、それ以外の指標については、割合（数値）が増えたことは評価できるが、それで十分なのか、より深めていくことが必要なのか、そのあたりをどう捉えていくべきか。</li> <li>○ 県民に分かりやすい指標ということで取水制限の日数を選定いただいているが、今まで取水制限がなかったものを指標としても、県民側としてはこの施策の評価は判断しづらい。例えば、必要な供給量に対してどのくらいカバーしてきたかなどを確認するなど、もう少し踏み込んで検討いただくことは可能か。</li> <li>○ 県民会議の役割は施策大綱期間（20年間）の特別対策事業について点検・評価することとなっており、大綱期間終了後の議論については明示されていない。ただし、今後考えていく必要がある内容ではあるため、この点についてどうにかしないといけない。</li> </ul>	

### 議題Ⅳ その他（自由意見、振り返り等）

主な質疑	○…質問 ●…回答（県）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国有林野管理経営法の改正について説明資料を拝見したところ、県がこれまで進めてきた施策と場合によっては相反するものかと考えるのがいかがか。また、改正後、県としてどのような対応ができるか。</li> <li>● 制度としては一定期間、林業事業体に安定的に経営してもらうために設けられた制度であり、伐採のルール（箇所ごとの伐採の上限面積や手を入れない箇所など）は守りながら実施するものである。なお、国会でも伐採後の植樹の義務が課されていない点について議論されたが、伐採後は森林所有者が植樹するという一方で、義務的には国有林が植えることとなっている。 また、本県の場合、国有林は山北町にあるものがほとんどで、水源保全地域内にあり、位置的にも重要な森林である。県と国有林では毎年1回、連絡会議を行っているため、そうした場で情報共有するとともに、事業者へ樹木伐採権を設定するにあたっては、関係の都道府県知事と協議することとなっているため、県としても必要事項は申し添える予定である。</li> <li>○ 国の森林環境譲与税は市町村への支援が県の役割と考えるが、横断的に複数の市町村で対応するものがあれば、それに対し、手厚く支援することはできないか。</li> <li>● 森林環境譲与税については、市町村それぞれに用途を考えていただいております。現時点で隣接の市町村と何かやりたいという意見は出ていない。また、県としても今後3年間は、(1)サポートセンター等による人材・技術支援、(2)地域材を活用した住宅の普及PRの促進、(3)森林整備の現況予備調査など市町村が行う森林整備に関する施策等への支援に取り組むこととしており、特定の市町村に税金を充てるということは考えていない。</li> </ul>	